

別紙

諮問第929号、第933号

答 申

1 審査会の結論

保有個人情報開示請求に係る不作為に対する審査請求は、棄却が妥当であり、本件一部開示決定及び本件却下処分は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「（1）開示請求者について東京都知事に対しなされた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の規定による『精神障がい者の釈放に係る通報』の書面及びその添付資料、（2）上記（1）の書面に関し、実施機関が開示請求者について作成し、又は取得した書面」の開示を求める本件開示請求に対する東京都知事の不作為を主張して開示決定等を求める（諮問第929号）とともに、同一の内容の開示請求に対して東京都知事が令和3年8月6日付けで行った本件一部開示決定及び本件却下処分について、その取消しを求める（諮問第933号）というものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問第929号について、開示請求に対する不作為は存在しない。諮問第933号について、本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条6号に該当するものであり、本件却下処分は、条例30条の2に基づくものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、令和3年10月12日及び同月27日に審査会へ諮問された。審査会は、令和4年11月11日に実施機関から理由説明書を収受し、同年12月27日（第228回第二部会）から令和5年2月28日（第230回第二部会）まで、3回の審議

を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第929号及び第933号については、同一の審査請求人による一連の請求であると評価できることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

### イ 開示請求に係る不作為の主張について（諮問第929号）

審査請求人は、開示請求に対する実施機関の不作為を主張している。

審査会が確認したところ、審査請求人の主張する開示請求は請求要件を満たすものではなかったことから、実施機関は有効な開示請求の受理に向けて二度にわたり書類による情報提供を行っていたことが認められた。

したがって、実施機関は審査請求人への対応を怠っておらず、審査請求人の主張する不作為があったとは認められないため、本件審査請求は理由を欠くものとして、棄却が妥当である。

### ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について（諮問第933号）

本件一部開示決定における本件対象保有個人情報及び非開示部分は、別表に記載のとおりである。

審査会は、本件対象保有個人情報1から4までにおける非開示部分について、同表のとおり本件非開示情報1から3までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

### エ 本件一部開示決定の妥当性について

#### (ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、審査請求人（以下「本人」

ともいう。)に関する病状の概要又は問題行動について、担当者の所見に基づく内容が記載されていることが確認された。

これらの情報が開示されることとなると、担当者は開示を前提として記録を作成しなければならず、本人の認識等を考慮するあまり、記載を簡略化することになる結果、その内容が消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の事務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、職員氏名の記載又は印影の押印がされていることが確認された。

これらの情報が開示されることとなると、通報に対する本人との認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、記載又は押印が示す職員に対する職務の妨害となるような行為が行われることも懸念され、措置入院制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、通報元の文書に関する日付又は文書番号が記載されていることが確認された。

これらの情報が開示されることとなると、通報に対する本人との認識の相違から、当該文書の記載内容の真偽や詳細を確かめるために、通報者に対する職務の妨害となるような行為が行われることも懸念され、通報者から十分な情報提供がされなくなるなど、今後の措置入院制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件却下処分の妥当性について（諮問第933号）

実施機関は、「開示請求者について東京都知事に対してなされた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の規定による『精神障がい者の釈放に係る通報』の書面及びその添付資料」について、条例30条の2の規定により、開示請求の適用除外となるとして、開示請求を却下した。

本件開示請求時点において、条例30条の2は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章の規定は適用しない旨規定している。そして、行政機関個人情報保護法45条1項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については同法第4章の規定は適用されない旨規定している。したがって、行政機関個人情報保護法45条1項が規定するところの保有個人情報については、条例第5章の規定に基づく開示請求の適用除外となる。

審査会が事務局をして確認させたところ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）26条の規定による通報に関する書類は、通常、被通報者に係る前科及びそれに対する処分等、行政機関個人情報保護法45条1項が規定するところの保有個人情報を含む内容が記載されるものであることが認められた。

したがって、開示請求者について東京都知事に対しなされた精神保健福祉法26条の規定による通報書面及びその添付資料を求める開示請求に係る個人情報は、条例に基づく開示請求の適用除外となるため、開示請求を却下した処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表

	本件対象保有個人情報	非開示部分	本件非開示情報
1	令和元年10月25日付精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条・第24条・第25条・第26条及び第26条の3通報受理書兼調査書並びに第26条の2届出調査書	病状の概要、問題行動 (精神障害又はその疑いに基づく事実行為、 予測)	1
		職員氏名、印影	2
2	令和元年10月28日付診察要否決定書 (2)	職員氏名、印影	2
		先方の文書欄	3
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報の診察要否について (通知) (案)	職員氏名	2
		先方の文書番号	3
4	令和元年度 26条通報	先方の文書日付、先方の文書番号	3
		病状概要	1